

## 町民税・県民税額の計算

例

支払い給与総額	5,335,000円				
社会保険料控除額	164,000円				
生命保険料控除額	35,000円				
配偶者控除額	330,000円	→ 所得税控除額	380,000円	所得税との人的控除の差	50,000円
扶養控除額 (特定扶養1人)	450,000円	"	630,000円	"	180,000円
基礎控除額	330,000円			所得税との人的控除の差の合計	230,000円

### 課税標準

5,335,000円の給与所得算出後の額……3,725,600円

$$3,725,600円 - 164,000円 - 35,000円 - 330,000円 - 450,000円 - 330,000円 = 2,416,600 \div 2,416,000円 \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

(社会保険料控除) (生命保険料控除) (配偶者控除) (扶養控除) (基礎控除) (合計課税所得金額)

### ① 町民税

$$\left(2,416,000円 \times \frac{6}{100}\right) - 1,500円 + 3,500円 = 146,900円 \text{ ( )内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額) (税率) (調整控除) (均等割) (町民税額)

↓  
 合計課税所得が200万円超の場合…5万円 + 人的控除の差の合計 - (合計課税所得金額 - 200万円)  
 50,000円 + 230,000円 - 416,000円 = △136,000 ※50,000円を下回る場合は50,000円  
 50,000円の3% = 1,500円

### ② 県民税

$$\left(2,416,000円 \times \frac{4}{100}\right) - 1,000円 + 1,500円 = 97,100円 \text{ ( )内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額) (税率) (調整控除) (均等割) (県民税額)

↓  
 50,000円の2% = 1,000円

### ③ 町民税・県民税合計年税額

$$146,900円 + 97,100円 = 244,000円$$

(町民税) (県民税) (年税額)

### ① 特別徴収での月割額の算出

244,000円 ÷ 12月 ≒ 20,300円 …… 残り400円 (1,000円未満の端数は6月分に加算します。)

6月分：20,700円

7月分以降：20,300円